

# 船舶事故調査報告書

平成22年10月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

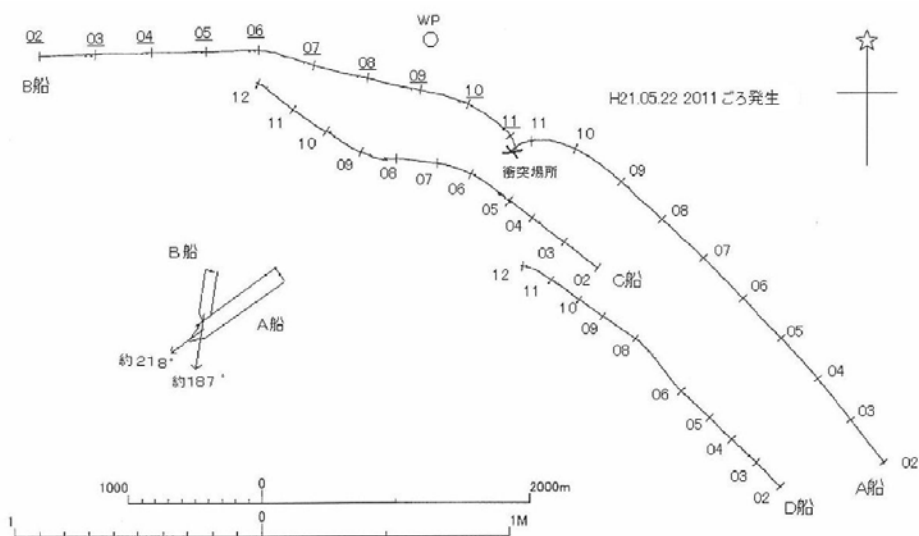
事故種類	衝突
発生日時	平成21年5月22日 20時11分ごろ
発生場所	関門海峡西口付近 <small>おおもじいわ</small> 大藻路岩灯標から真方位016° 2.1海里付近 (概位 北緯34° 02.6′ 東経130° 49.4′)
事故調査の経過	平成21年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取手続きを行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 <small>ウイガール エスタブル</small> VIGOR S W、20,236トン（パナマ籍） 9383508（IMO番号）、SHIN WEI NAVIGATION CO., LTD.（船舶管理者） 177.13m×28.40m×14.25m、鋼 ディーゼル機関、6,620kW、2009年5月22日 B 貨物船 <small>アポロ プログレス</small> APOLLO PROGRESS、8,714トン（パナマ籍） 9449314（IMO番号）、TOSCO KEYMAX INTERNATIONAL SHIP MANAGEMENT CO., LTD.（船舶管理者） 119.05m×19.40m×14.10m、鋼 ディーゼル機関、3,900kW、2008年5月20日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 交付年月日 2008年6月12日 （2013年5月8日まで有効） B 三等航海士B 男性 25歳 締約国資格受有者承認証 三等航海士（パナマ共和国発給） 交付年月日 2009年1月22日 （2013年9月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷前部船側外板に凹損、右舷後部船側外板に凹損等 B 左舷船首外板に曲損、左舷船尾船側外板に凹損等
事故の経過	A船は、船長Aが操船指揮をとり、一等航海士を補佐に、甲板手を手動操舵に当たらせ、平成21年5月22日19時53分ごろ、関門海峡西口の六連島北東方沖において、針路を約320°（真方位、以下同じ。）、速力を約13.5ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）とした。 船長Aは、左舷前方に約13.5knの速力で前路を右方へ横切る態勢のB船の右舷灯を視認し、左に変針して右舷対右舷で通過しようと左回頭を開始したところ、B船が右回頭を開始して至近に迫り、左舵一杯としたも

の20時11分ごろA船の右舷前部とB船の左舷船首が、続いてA船の右舷後部とB船の左舷船尾が衝突した。

B船は、関門海峡六連島東方沖を東進中、三等航海士B及び甲板手Bが航海当直につき、針路約090°、速力約13.5knとし、20時00分ごろレーダーで右舷前方に、左からA船、C船及びD船が北西進するのを初認した。

三等航海士Bは、B船が、関門航路に入航するために針路を141°に変針する場所に接近したことから、甲板手に手動操舵をとらせて、右に変針を開始したところ、C船と接近し過ぎるため、針路を約105°に保持してC船と右舷対右舷で通過した。その後、D船から右舷対右舷で通過しようVHFで連絡があり、三等航海士Bは、左舷灯を見せていたA船とD船の間を、A船と左舷対左舷、D船と右舷対右舷で通過しようと右舵10°として右転していたとき、A船が左転していることに気付き、右舵一杯としたが、両船が衝突した。

A船は、関門マーチスに事故の通報を行い、衝突場所の北方に投錨し、B船は、衝突場所の南方に投錨した。



気象・海象

気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2.2～約3.1m/s、視界 良好  
海象：静穏

その他の事項

A船、B船、C船及びD船の位置、針路及び速力は、A船及びB船のVDR及びAIS情報の記録による。

分析

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象の関与  
判明した事項の解析

あり  
なし  
なし

A船は、夜間、関門海峡西口付近において北西進中、船長AがB船と右舷対右舷で通過しようと左転を開始する際にB船に対する適切な見張りを行わなかったため、両船が至近に迫ってA船が左舵一杯としたものの、B船と衝突したものと考えられる。

B船は南東進中、三等航海士BがA船に対する適切な見張りを行わなかったため、左転している

		ことに気付かずに左舷対左舷で通過しようと右転し、両船が至近に迫ってB船が右舵一杯としたものの、A船と衝突したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、夜間、関門海峡西口付近において、A船が北西進中、B船が南東進中、船長Aが、B船と右舷対右舷で通過しようと左転を開始する際にB船に対する適切な見張りを行わず、また、三等航海士Bが、A船に対する適切な見張りを行わず、A船が左転していることに気付かずに左舷対左舷で通過しようと右転したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	